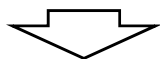


過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除等に係る減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

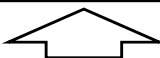
製造業・旅館業・農林水産物等販売業

過疎地域において、減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超える設備を新增設した場合(※1)



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地



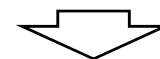
地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から3年間(※2))

※1:市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎法第33条第1項に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった地区を除く。

※2:不動産取得税は当該年度分。

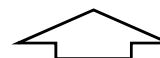
畜産業・水産業(※3)

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

※3:過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

イメージ

製造事業者が過疎地域に土地を購入して生産設備(取得価額6億5,000万円)を新設した場合に、市町村が固定資産税の課税免除を行ったときの減収補填のイメージ。

(例)

- ・土地の固定資産税評価額…220万円
- ・家屋の固定資産税評価額…2,900万円
- ・機械及び装置の固定資産税評価額…3億5,300万円



	1年目	2年目	3年目
固定資産税軽減額(市町村の減収)A	537.8	451.3	416.0
普通交付税による補填額(A×75%)	403.3	338.4	312.0